起案用紙 (委員会記録伺)

(1号)

| 議長 | | 副議長 | 委員長 | | : | 事務局長 | 局 | 局長補佐 | | 係 長 | | 担当 | | | 文書取扱主任 | |
|---|------|------------------------|-----|---|---|------|-----------------------------|--------------------------------|------|-----|---|---------------------|---|---|--------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起案日 | | 令和5年11月13日 | | | | | 処理区分 □重要 □至急 □例規 □公示 □議案 □秘 | | | | | | | | | |
| 決裁日 | | 令和5年12月7日 | | | | | 保 存 □永 ■10 □5 □3 □1 □即廃 | | | | | | | | | |
| 登録番号 | | 5 四議第402号 | | | | | 公 開 | | | | | 非公開理由 | | | | |
| 分類番号 簿冊番号 | | 04 - 02 - 02 $04 - 04$ | | | | | | ■公開 □一部公開 □非公開 □時限非公開 (公開) | | | | 四万十市情報公開条例第9条に該当 () | | | | |
| 委員会名 | | 産業建設常任委員会 | | | | | | 会議年月日 令和 | | | | 5年8月25日(金) | | | | |
| | | 産 兼 建 | 設吊 | 仕 | 委 | 貝 会 | 会議時間 10時00分 ~ 11時58分 | | | | | 58分 | | | | |
| 出席委員 | 委 | 員 長 | 寺 | 尾 | 真 | 吾 | | | | | | | | | | |
| | 委 | 員 | Ш | 村 | _ | 朗 | | | | | | | | | | |
| | 委 | 員 | Щ | 崎 | | 司 | | | | | | | | | | |
| | 委 | 員 | 松 | 浦 | | 伸 | | | | | | | | | | |
| | 委 | 員 | 鳥 | 谷 | 恵 | 生 | 欠席 | 副 | 委 | 員 | 長 | 宮 | 﨑 | | 努 | |
| | | | | | | | 欠席委員 | | | | | | | | | |
| その他 | 委員 | 身外議員 | 前 | 田 | 和 | 哉 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行部出席者 | 観光商コ | 金 | 子 | 雅 | 紀 | 農材 | 水産調 | 果畐 | 訓参事 | | 桑 | 原 | 克 | 能 | | |
| | 観光商コ | 田 | 村 | 典 | 義 | | く産課食肉 食肉セン | | | 備推進 | 島 | 村 | 祐 | _ | | |
| | 観光商コ | 小 | 栗 | 史 | 也 | 農林 | 水産課食 系長 | (肉) | センター | −整備 | 室 | 津 | 正 | 徳 | | |
| | 農林水產 | 吉 | 田 | 貴 | 浩 | | | | | | | | | | | |
| | 農林水產 | 岡 | 田 | 圭 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 事務局長 | | 西 | 澤 | 和 | 史 | | | | | | | | | | |
| | 総務係主 | 近 | 藤 | 由 | 美 | | | | | | | | | , | | |
| | | | | | | 記 | 釒 | 录 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年6月定例会において、継続審査となっている調査事項2件及び報告事項1件について委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| を開催しました。その概要については以下のとおりです。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ■委員長挨拶により開会。
- ●まず、所管事項調査ア「四万十川学遊館及びトンボ自然公園の指定管理について」観光商工課から説明を受け調査を行った。

【説明:金子観光商工課長】

この施設は、昭和60年にWWFJによる用地取得をきっかけとしてスタート。公益社団法人トンボと自然を考える会と市が連携し、WWFJや行政機関、地元企業等から支援を受け、ナショナルトラスト方式により、用地を拡張してきた。世界初のトンボ保護区であり、これまで81種のトンボが確認されている日本一のトンボ保護区である。指定管理者として、公益社団法人トンボと自然を考える会に管理をお願いし、トンボが住みやすい環境作りを行っていただいている。また、四万十川流域で、トンボや魚等の水生生物の生態調査、環境学習等自然保護の取組みをしていただいており、観察会等を行って、子どもたちの貴重な環境学習や自然体験の場所となっている。

四万十川学遊館の設置及び管理に関する条例に基づき、市において指定管理をお願いしており、今回の指定管理は、5月31日に第1回四万十市指定管理者候補者選定委員会が開催され、その中で非公募となった。指定管理期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、9月中に申請書等、それぞれの年度の収支予算書、事業の内容などの提出を受け、12月議会で指定管理議案を上程予定。議決をいただいたら、翌年1月~3月の間に協議、協定書締結、令和6年4月から指定管理をお願いする。3年間の協定書を結び、管理にかかる費用は、年度協定ということで毎年協定書を結ぶ。

また、トンボ自然公園は、重要な場所としての位置付けもある。(生物多様性保全上の重要な里地里山、生物多様性の観点から重要度の高い湿地として環境省より登録)

入館者数は、平成19年には2万人余りであったが、コロナの影響もあり、昨年度は8,282人。最近では、1万人前後の状況が続いてる。入館者を増やしていく取組みが求められていると考えている。指定管理者によると、公園の外を歩く観光客の4~3人に1人程度が入館している状況ではないかということであり、入館者数8,000人余りの3~4倍程度は見学に来ていただいていると想定している。何とか中に入っていただき、トンボや魚を見ていただける取組みを進めていきたい。

今年、来年以降の取組み等について、1つ目としては、自然共生サイトの認定申請を指定管理者と一緒に進めている。トンボ自然公園の土地を自然共生サイトへ認定の申請をしていくように進めている。環境省では、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全し、生態系を守っていこうという30by30という取組みを進めており、新たな世界の目標として議論されている。2010年名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締結国会議で表記され、現在、これに次ぐ新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組が今年12月開催予定のCOP15において採択される予定。現在、申請書の作成や登録する土地の洗い出し等を進めている。

次に、観光再指導事業として、体験コンテンツの造成を考えている。観光協会が主体で実施する事業だが、四万十川流域の環境保護の取組みや伝統漁法等の体験を発信し、誘客に繋げていこうというもの。世界で初めてのトンボ自然公園の自然環境の取組みを、特に、海外へ発信、来ていただくような体験コンテンツを造成することになっている。観光商工課も体験コンテンツの造成等、一緒に取り組んでいきたいと考えている。

次に、SDGs教育プログラムの実施として、幡多広域観光協議会が、幡多地域の観光×SDGsの取組みということで、修学旅行等の呼び込み、誘客に向けて策定したコンテンツ。教育現場では、新学習指導要領で、質の高い教育プログラムが求められており、幡多広域観光協議会とトンボと自然を考える会等が連携し、学遊館におけるSDGs教育プログラムを造成している。もう1つは、四万十川でフィールドワーク等をする事業を作成している。自分で作る未来のノートというSDGsのプログラムを受けるための様式を作っている。これは、まず学校等で事前学習してから来ていただき、校外学習ということで、トンボ自然公園でフィールドワークをしていただく。最後に、今後、自分たちはどういう取組みすればいいか等をまとめるという、3段階の教育プログラムで、現在、販売している。

ハード面の整備は難しいかもしれないが、ソフト面では、指定管理者が様々な団体と連携し進めている。なお、教育プログラムについては、外国の方に来ていただいて、自然を感じていただくようなプログラムを幡多広域で作っている。

こういった事業をしっかりと取りまとめ、今後3年間、入館者や来場者をしっかり増やしていくことで、指定管理者と話しながら、進めていきたいと考えている。

【質疑:松浦委員】

入場者数から想定して、来場者数は、この人数の3~4倍という説明だったが、内訳は。インバウンドの方がどれぐらいとか、市内、市外とか、年代別等で分析しているか。

【答弁:金子観光商工課長】

分析はできておらず、自販機で入場券を購入するため、把握できない。できそうなら、指定管理者と 話しながら、やっていきたい。

なお、教育旅行で来た学校は把握できている。SDGs教育プログラムを使っていただいたところが、令和4年度では、3校90人の生徒が来ている。また、プログラムの活用はしていないが、教育の一環として来た学校は23回400人。このうち、具同小学校はかなり使っていただいており、7回。他には、東山小学校、西土佐小学校等、市内の学校も活用している。今年度は、本市校長会で、ぜひ活用してほしいという周知をした。

【質疑:松浦委員】

小学生の入館料は。

【答弁:金子観光商工課長】

一般の小学生は入館料が発生し、4歳以上330円。学校で団体のときは、8割程度になる割引がある。

【質疑:松浦委員】

生涯学習施設ではなく、観光施設ということで、かつ、指定管理料が、かなり高額になっている。収支も非常に厳しい中で、この施設をどのようにやっていくかというところで、様々なインバウンドやSDGs教育学習プログラム等の取組みは、一定評価するが、今後、この施設を、どうしていくか考えたときに、もう少ししっかりとした入館者数の内訳を調べ、ポイントを絞って売り込みをかけるようなこともやっていくべきではないか。

【答弁:金子観光商工課長】

しっかりと分析しながら、今後やっていきたい。インバウンドについては、アジア圏、欧米系が多いと思っているが、欧米の方々はこういうものに興味があり、学遊館の中に足を運んでいただくことが多い。アジア系の方は、費用を払ってまで中には入らないところがあるので、どう対応していくかが課題と思っている。今後、分析しながら、どういうところを中心に、誘客を進めていくか考えていきたい。

【質疑:鳥谷委員】

観光客のデータ取りについて、観光商工課は、どう考えているか。

【答弁:金子観光商工課長】

入館券は、自販機で買うようになっている。基本的には、入り口で入館券をもぐ時に、だいたいの年齢や海外の方かどうかをチェックし、集計をとるしかないのかなと思っている。 集計し、分析し、対応していく。

- 小休 -
- 正会 -

【質疑:寺尾委員長】

学校では、修学旅行と、県外、市外の学校利用は何校あったか。

【答弁:金子観光商工課長】

令和4年度実績では、プログラム活用の無かった23回のうち、13回が市内小中学校で、10校が市外、 県外の学校。SDGSプログラムを活用した3校も市外から来られている。

【質疑:寺尾委員長】

そのうち、修学旅行として、宿泊を含めて来られた数は把握しているか。

【答弁:金子観光商工課長】

宿泊数は調べていない。四万十市内か市外かは把握していないが、通常の受入れのうち4校とSDGSの3校は県外の学校なので、宿泊に繋がっていると思っている。

【質疑:寺尾委員長】

学遊館で外国人対応されているものは用意されているか。

【答弁:金子観光商工課長】

基本的には英語になるが、解説文等は日本語と英語の表記。トンボのクイズは、英語と日本語の表記をしている。市が発信しているホームページも、英語版での紹介資料等を作っている。

【質疑:寺尾委員長】

以前の予算決算常任委員会で、インバウンドに対する取組みについて、インバウンドでは中国の方が 多く来るので、そこに対応していくとの説明があったが、今の話だと、そこにマッチしていないと感じ るが、英語だけでなく中国語対応というのは、協議されたのか。また、今後どう考えているか。

【答弁:金子観光商工課長】

観光ガイドブック、パンフレットは、日本語、英語、中国語(2種)、韓国語の5種類作っているが、翻訳が難しいので、最低でも日本語と英語をしっかり作っていくことを観光協会と話しながらやっている。また、今は、スマホで写真を撮るといろんな言語に翻訳してくれるアプリがある。費用もかかるので、学遊館の中に入っていただくことは大事なので、今後、先ほど言われたような調査をしながら、しっかりと発信できる形で、中国語等が必要なら案内文等作っていきたいと思う。

【質疑:寺尾委員長】

必要だったら、ぜひ検討してほしい。英語を使う外国人の方は足を運ぶというのは、やはり英語表記があるという面もあるように感じるので、インバウンドの方の取りこぼしがないように、ぜひ、そこを調査、検討していただきたい。

次に、公の施設の管理運営状況について、今回、公募しなかったとのことだが、どの分野で、非公募 となったのか。

【答弁:金子観光商工課長】

公の施設の指定管理制度に関する運用指針中3の1のイで、専門性や特殊性があり、専門的かつ高度な技術ノウハウ等を有する特定の団体を指定することが適当な施設の管理運営に資すると認められる場合というところを使い、水槽の管理やトンボを保護する公園の管理という面で、この根拠を使い、非公募としている。

【質疑:寺尾委員長】

公の施設の指定管理者制度に関する運用指針で、公の施設の管理運営状況の評価について規定されているが、具体にどのような評価をしているのか。

【答弁:金子観光商工課長】

この指針は、全ての公の施設の施設に対するものとして定められており、選定基準の評点については、まだ、全ての施設について、点数をつけることにはなっていない。点数はつけていない。なかなか観光客、入館者は増えないが、管理運営は、標準的なことをしていただいている。できる範囲の誘客等はしていただいているということで非公募としている。

【質疑:寺尾委員長】

評価がないということだが、松浦委員も言ったように、今まで、何度も一般質問等の議会でも、この管理料について、経費が大きくなっていっていることは、危惧されている。ただし、私も何度か足を運ぶ上では、やっている公園運営の方々の努力、また、地域の方々の協力は本当にあるので、そこに関しては、理解している。ただ、予算がこのままずっとかさんでいっていいのかという疑問がある。先ほどの条例第3条に「健全な運営に努めなければならない」とあるが、今、担当課としては、健全な運営という認識か。また、その「健全な運営」とは、どこまでが健全な運営なのか。課長の意見も聞きたい。

【答弁:金子観光商工課長】

個人的な意見になるが、健全な運営とは、どれぐらいが適当か適切かはなかなか判断が難しい。学遊館は、第2条の設置の目的にもあるが、調査研究や資料の展示、情報発信、環境学習や自然保護に取組んでいただいている中で、利用料金制で行っており、入館料は指定管理者がとって、不足分は市が指定管理料として払っている。その中で、収支がプラスマイナスゼロというところまでいくのは、現状では難しいと感じている。入館者は1万人を切っているが、まずは1万人を目標に取組み入館料を増やしていくというところが、当面の目標と考えている。

【質疑:寺尾委員長】

今のところ健全な運営にはなっていないのではないかと考える。それは、議員も含め市民も、予算がかかり過ぎていることを疑問視している方々が少なからずいるということを捉えると、健全な運営ができてはいないのかなと思う。これを今後改善していってほしいと思うが、現状では、非公募でこの団体に任せているが、今後ずっと続くのか疑問を持っている。特殊性があり、専門的な方がいるからこそではあるが、その方も高齢で続けていけるのか心配している。継承、将来的な運営について、何か協議しているか。

【答弁:金子観光商工課長】

同じように感じている。指定管理3年間の中でも、次の3年間できるのかは、しっかり話しながらやっている。引き継いでいかなければならない施設なので、今後、どういうふうにやっていくかは、自分たちも話をしながらやっているところ。はく製、標本、魚の飼育等専門的な部分をどうするか、しっかりと話しながら、考えていかなければならないと考えている。

【質疑:寺尾委員長】

それに対し、指定管理者と意見がマッチしていることや方向性として考えているものはあるか。

【答弁:金子観光商工課長】

個人的考えでは、現在、全ての管理を現指定管理者にお願いしているが、専門的な部分だけをトンボ と自然を考える会にお願いし、館の運営や外の管理は、指導していただきながら他の団体等にお願いし ていくことを考えていかなければならないのかなと思っている。

【質疑:寺尾委員長】

学遊館の全ての部屋が、きちんと利用されているのか。

【答弁:金子観光商工課長】

トンボの展示室前のホールは、写真展等をしたり、キッズコーナーも作っているし、ピアノも置いており、活用している。多目的室は、学校が来たときに、学習する等で活用している。ある部屋については、それぞれの目的に応じ、しっかり使っていただいていると思っている。

【質疑:寺尾委員長】

年間パスの利用金額又は年間パス利用者数は。

【答弁:金子観光商工課長】

年間パスの販売数は持ち合わせていない。後で調べて報告する。

- 小休 -
- 正会 -

【質疑:鳥谷委員】

SDGs教育プログラムを造成し、修学旅行生も来ているということだが、修学旅行生を獲得するのは、 基本的に幡多広域観光協会が営業を行っているという認識で良いか。また、どのように営業し、どういった経緯で、その学校が来ることになったのか。

宿泊については把握していないが恐らく泊っているだろうという認識だったと思うが、これをきちっと宿泊もセットで行い、確実に泊まってもらうほうが、当然、本市にとって大きなメリットになると思うので、これをどのように今後考えていくのか。

【答弁:金子観光商工課長】

まず、誘客活動は、学校回りをしている。これまで来ていただいたところに、幡多広域観光協議会が、これまでの関係性を活かし誘客している。その他、高知県観光コンベンション協会が、旅行会社のエージェントを招いて各市町村が観光PRする機会である「高知県観光説明会」を、東京、大阪、名古屋、九州等で行っているが、その場へは、幡多広域、観光協会、市もできれば足を運び、教育旅行だけでなく、様々なPRをしている。旅行会社も個人旅行向け団体旅行向け等様々な団体が来る。そういう場で誘客活動をしている。その他、田舎暮らし体験もやっている。幡多広域でやっているので、本市では、カヌーやサイクリングの体験も受けており、黒潮町での塩づくり体験、ホエールウォッチング等と組み合わせ、幡多地域で宿泊に繋がるような形で誘客に努めていただいている。

【質疑:鳥谷委員】

姉妹都市の枚方市を中心にみたいな考えはあるか。

【答弁:金子観光商工課長】

枚方市とは繋がりがある。この5月に来た学校は、ずっと田舎暮らし体験で、本市の家庭に泊まり、 農作業等を体験する取組みをしている。そういうところを繋げながら、しっかりやっていきたい。来年 友好都市数十周年になると思うので、そういった面でも受入れするとか、何かあれば、やりたいと思う し、そういうところでもしっかりとPRしていくことが大事だと思っている。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項調査イ「河川環境改善に係る取組の現状について」農林水産課から説明を受け調査を 行った。

【説明:吉田農林水産課長】

河川環境悪化の要因は、塩分濃度や水温の変化、砂利の減少に伴う河床低下等、河川そのものの環境変化に起因するものや、温暖化に代表される地球規模の問題等、様々な要因が複合的に影響していると思われ、全ての要因に対処することは困難だが、何らかの手だてが必要と考えている。ただ、河川環境改善の取組みは、本市のみの取組みでは、成し遂げることの出来ない取組みで、これまで、四万十川沿線5漁協及び四万十町とともに組織する四万十川漁業振興協議会で、対策について協議を重ねている。その中で、本年度から、水産部門の他、国、県の土木、林業環境部門や有識者を含めた総合的な対策を推進できる組織の設立を目指し、県に要望を行うこととしている。また、この要望の趣旨は、四万十川保全機構、流域5市町村で組織されているものだが、四万十川保全機構にも賛同を得ていることから、振興協議会と機構の連名で要望を行う予定で、8月31日の振興協議会総会で、要望内容の最終確認をした上で、日程は9月~10月上旬に県と調整を行うこととしている。

【質疑:鳥谷委員】

様々な要因が考えられるが、水産資源については、概ね下落中ということで、現状、例えば飲食店や加工業者が、エビ、ウナギ等が欲しい分が確保できているのか、また、川にいなければ、養殖業等でカバーしていく気持ちがある人たちがいるのか、そういった状況を教えてほしい。

【答弁:吉田農林水産課長】

水産資源の数量確保等については、詳しく把握していないので、お答えできないが、聞く話によると、 鮎や川エビは若干増えてきている。ただ、アオノリやアオサは収穫量ゼロの状況なので、陸上養殖等に ついても検討をという話が以前からあった。 9月議会では、陸上養殖に関することも予算要求予定で、 そのことについては9月議会で詳細を説明する。

【質疑:松浦委員】

河川環境の改善ということで、以前、口屋内バイパス、トンネルの岩石投入や西部漁協が河原を掘り起こし、岩石の流れを良くする取組みをしていたと思うが、その検証結果は、市は調査したか。まだであれば、いつごろ出るのか。

【答弁:吉田農林水産課長】

岩石投入等に対する影響調査は、振興協議会に委託しており、調査しているが、取りまとめまで至っていない。西部漁協の掘削関係は、先日、組合長が報告に来て、いろんな微生物等の良い結果が得られたという報告を口頭で受けている。ただ、西部漁協がやった調査についても振興協議会で取りまとめる形になっている。市が取りまとめるようにはなっていない。

【質疑:山崎委員】

河原をやっても意味がないと思う。川の中をやったことはあるか。

【答弁:吉田農林水産課長】

川の中は、まだやったことはない。

【質疑:山崎委員】

それでは、効果は分からないのでは。非常に疑問。

【答弁:岡田農林水産課長補佐】

確かに、河床が固まっているということなので、川の中をやらないと意味がないというのは、おっしゃるとおりだと思うが、現時点で、川の中を触るのはハードルが高い。まず、河原の、今、水がない部分で実験してみようということでやってみたところ。その結果は、目で見て分かるぐらい水が通って、抜けてきていた。こう変わるんだろうと考えている。川の中を掘ることになると、許可等が取りにくいこともある。ただ、増水すれば、水が乗るところなので、同じではないかというのもある。現段階では実験ということで、河原の数か所を実験しているという状況。

【質疑:川村委員】

今回の実験は、大変意義がある。効果がある。もっとやってもらいたい。河川全体の中で言えば一部分だが、浄化作用というか、効果的になっているのではないかと考えられ、毎年少しずつでも、場所を変えて、やってもらうことによって、自分は評価する。増水時のほうが汚れ等はあるので、評価できるのではないかと自分は思っている。河川の中を触ること自体は、ある程度必要と思うが、河川そのものを触ると平時の中でも影響が大き過ぎるので、今の段階ではそれでいいのではないかと考えている。

【答弁:岡田農林水産課長補佐】

大きな四万十川の中のほんの一部分で実験しており、こういう作業を川全体でやるのは、困難に近いと思う。そういう中で、岩石投入ということも出ているが、岩石投入と同じ効果として、山からの砂利の供給ということで、これは砂防など防災面では大事な施設だが、こういうものによって、山からの土砂の流出が止められてしまっている。河床が低下した一因であろうと言われているが、山からの砂利や岩石の供給も含めて、先の説明にあった要望は、河川全体の土砂管理、環境面の課題等も含めた協議をする場ということで、林業や環境部門も含めたものを立ち上げ、要望していくという趣旨で、川村委員おっしゃるそういう実験も、できる範囲で続けていきながら、これは市役所がやることではなく、流域の振興協議会も含めたところで検討しながら、清流の保全対策についても合わせて取り組んでいければと思っている。

【質疑:寺尾委員長】

先ほどからの河川での実験の調査費は、どこにいくら出しているのか。

【答弁:岡田農林水産課長補佐】

作業した結果の分析、調査は、高知高専の岡田先生(河川工学)にお願いしている。岡田先生から、報告はいただいているが、先生の報告書は素人が見てもわかりにくい部分があり、先生に我々が分かるよう説明をいただいて、事務局としては、振興協議会の説明会も開いていただきたいとお願いしている。50万円程度で委託している。

【質疑:寺尾委員長】

要望に行くのは、振興協議会と連合会で行かれるのか。

【答弁:吉田農林水産課長】

来週の総会で、要望内容の最終調整、確認をする。要望メンバーは、振興協議会と四万十川保全機構になると思うが、ある県議も行きたいという話を受けているが、あまり大人数になってもいけないので、検討、調整しているところ。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項の報告に移り、「食肉センター整備に係る進捗状況について」農林水産課から報告を受けた。

【説明:桑原農林水産課副参事】

○整備に係る幡多市町村との協議等について

7月26日、27日に県と市の担当者で、幡多5市町村を訪問し、担当部署への説明と意見交換を行った。 幡多5市町村に説明した内容は、次のとおり。

- ・訪問目的、整備に係る経過、新食肉センター整備推進協議会(県と市で設置)での事業スケジュールについて
- ・概算事業費の算出は9月15日と考えていること、成果品の提出は10月15日になること。
- ・法人設立や県と市、他市町村との費用負担、来年度当初予算化等について
- 意見交換での幡多市町村の共通意見は次のとおり。
- ・今後の進め方について

負担の有無は、首長に集まってもらい、方向性を出してもらわなければ進まない。

- ・整備費用負担について
 - 概算事業費は示されていないが、負担割合の率で進めるのは可能。
- ・当初予算計上について
 - 来年度当初予算の提出前までには予算計上ができる資料が必要。
- ・議会対応について
 - 議会に説明できる資料が必要。

他にも各市町村から様々な意見があり、県に共有し、来年度当初予算に計上できるよう、取組みを加速させているところである。

○(株)沖縄県食肉センターへの視察について

令和5年7月5日~7日、職員2名が視察。

現在、新食肉センター整備に向け、基本設計を行っており、豚の湯剥ぎ方式のプランが一定固まったことから、作成した設計内容を踏まえ、豚湯剥ぎ方式の先進地である(株)沖縄県食肉センターにおいて、

作業動線や建築資材等の確認などを行い、設計上の課題を把握することを目的に視察した。

(株)沖縄県食肉センターは、沖縄県農業協同組合、農畜産業振興機構、沖縄県及び関係機関が出資した官民共同の第三セクターで、資本金は13億2729万2千円。従業員95名。

昭和46年に農協系統の共同会社として設立後、沖縄県内のと畜場を集約し、施設を大幅に増強。平成8年のと畜場法の改正や平成13年度のBSE発生に伴うと畜場法施行規則の改正に対応するため、平成13年度~14年度に、大動物処理施設を全面改修し、小動物処理施設も平成21年度に強い農業づくり交付金事業を活用し、豚、やぎ、汚水処理施設等を整備。生産面では、直営農場と預託農場を運営し、年間約5万頭を生産。農場HACCPも取得し、付加価値の高い畜産流通に取り組んでいる。安全衛生面では、平成30年度に豚処理施設で国際認証規格SQFを取得。生産から加工まで一貫した安全性を確保した食肉提供を目指している。処理頭数は、牛、ヤギをと畜できる施設を構えているが、豚がメインで、豚1日当たり1,200頭を処理できる。令和3年度のと畜実績は、豚203,828頭。現在の本市のと畜実績は、約102,000頭で、本市の約2倍のと畜頭数。令和3年度の売上高は、47億7500万円(と畜単独の売上高は出ない)。沖縄在来豚とランド系統を掛け合わせたアグーという銘柄豚の生産販売を行っており、指定農場で約16,000頭飼育している。

視察して、作業ラインの人員配置の具体的なイメージができた。今後、現場作業員等の意見を踏まえ、 実施設計等で反映させていく。また、収支状況については、(株)沖縄県食肉センターのランニングコス ト等を聞き取りし、特に光熱水費や修繕費等の本市が整備する新食肉センターの収支シミュレーション に反映させることができた。また、稼働当初の調整に苦労するとの助言をいただいたので、対応するよ う取り組んでいきたい。

【質疑:鳥谷委員】

強い農業づくり交付金について、本市がはねられた理由は。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

申し込む前に断念したというのが事実。豚換算で1日当たり700頭規模で、カット場と、と畜場を一体とした施設を作らなければならないという条件があり、700頭×245日で年間171,500頭を出荷するような計画を持ってくるようにとのことだった。当時は、豚熱が発生しており海外輸出の目標達成が困難であろうと考えたことや、関係業者や県と協議した結果、その頭数は無理だろうということで、そういう計画を作る前に断念した。

【質疑:鳥谷委員】

何年前か。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

平成30年に基本計画ができたので、平成31年以降だと記憶している。

【質疑:鳥谷委員】

今では条件が緩くなっているということはないか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

そういうことは聞いていない。整備費をなるべく抑えるということもあったので、牛豚を一緒にやるということになると後戻りになるので、なるべく後戻りしないようにという考え。条件等は調べていないのでわからないが、今度は、地域活性化事業債を活用していく方向に変えたので、関係業者、県とも協議し、理解を得て、そういう方向で進んでいる。

【質疑:山崎委員】

計画では、豚700頭でよいか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

最大600頭で、と畜場のみ、湯剥ぎ方式で進めている。

【質疑:山崎委員】

(株)沖縄県食肉センターは、約2倍の処理能力があるが、事業費はどのぐらいかかったのか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

総事業費は約56億8000万円。平成21年度当時の額。

【質疑:山崎委員】

そこから予測して、うちの施設は、概算事業費がどのぐらいになると思うか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

9月15日に概算事業費が出るので、そこまで待っていただきたい。

【質疑:松浦委員】

5市町村に協議され出された意見が本当に県に伝わり、しっかりと対応していただきたいと思う。沖縄の食肉センターについては、JAが主体ということで、JAが約半分以上の出資金ということだが、本市ではJAは一切絡まないのか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

JAは、出資の話は一切してこないし、絡まないと考えている。

【質疑:松浦委員】

そういう打診をした経緯もないのか。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

正式にはない。

【質疑:山崎委員】

我々も議会で、議員の会があるので、幡多の市町村が集まるところで理解を得ていきたいので、情報、 概算事業費がわかり次第、情報をいただきたい。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

議員各位には、ぜひ、理解していただきたいので、情報があれば、説明等させていただく。

【質疑:鳥谷委員】

事業費が出て説明していただく際には、地域活性化事業債の本市の負担、17億5000万円ほどかかり、 一般財源から返していくと思うが、その返済計画も含め、協議のテーブルに上げていただきたい。

【答弁:桑原農林水産課副参事】

そういったことを含めて、過疎債等いろいろあるので、この起債であればこうなるというようなこと も含め、他市町村にも説明する必要があるため、議員にも返済計画等を説明するのは当然だと思ってい る。

※他に質疑なく終了

- ●次に、その他に移り、管外視察について協議を行った。
 - -小休-
 - 一正会一

管外視察については、1 泊 2 日で四国内で視察研修をする。なお、日程は、正副委員長で、調整する。 これにご異議ないか。

- 異議なし-
- ●次に、参考人招致について協議を行った。
 - 一小休一
 - -正会-

公益社団法人トンボと自然を考える会からの参考人招致について、次回の委員会で検討することとする。

- ●事務局より連絡事項
 - -小休-
 - 一正会一
- ■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。